

第3回決算審査特別委員会会議録

1 開会日時 令和2年9月9日(水)午前10時0分

2 閉会日時 令和2年9月9日(水)午後2時38分

3 会議場所 議会協議会室

4 出席委員

1番 永徳 省二君	2番 大森 進次君	3番 佐藤 武君
4番 佐々木雄司君	5番 光成 良充君	6番 保田 守君
7番 大口 浩志君	8番 治徳 義明君	9番 原田 素代君
10番 行本 恭庸君	12番 北川 勝義君	13番 福木 京子君
14番 佐藤 武文君	15番 岡崎 達義君	16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君		

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市長 友實 武則君	副市長 前田 正之君
副市長 川島 明昌君	教育長 土井原康文君
総合政策部長 安田 良一君	総務部長 塩見 誠君
財務部長 藤原 義昭君	市民生活部長 作本 直美君
保健福祉部長 入矢五和夫君	産業振興部長 是松 誠君
建設事業部長 杉原 洋二君	会計管理者 中永 光一君
産業振興部政策監 兼建設事業部政策監 赤坂支所長兼 市民生活課長 吉井支所長兼 市民生活課長	教育次長 有馬 唯常君
土井 常男君	熊山支所長兼 市民生活課長 矢部 恭英君
遠藤 健一君	消防長 井元 官史君
税務課長 光田 尚人君	市民課長兼 協働推進課長 稲生真由美君
環境課長 大窄 暢毅君	社会福祉課長 原田 光治君
子育て支援課長 馬場 弘祥君	健康増進課長 石原万輝子君
介護保険課長 谷名菜穂子君	熊山診療所参事 川原 達也君
農林課長 矢部 勉君	商工観光課長 大崎 文裕君
地域整備推進室長 菊池 良典君	建設課長 福圓 章浩君
上下水道課長 塩見 真康君	赤坂支所 産業建設課長 石井 徹君
熊山支所 産業建設課長 砂子 武久君	吉井支所 産業建設課長 中務 浩行君

7 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君	副参事 逢坂紀美子君
---------------	------------

8 審査又は調査事件について

- 1) 認第 1号 令和元年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2) 認第 2号 令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3) 認第 3号 令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4) 認第 4号 令和元年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5) 認第 5号 令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6) 認第 6号 令和元年度赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7) 認第 7号 令和元年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8) 認第 8号 令和元年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9) 認第 9号 令和元年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10) 認第 10号 令和元年度赤磐市水道事業会計決算の認定について
- 11) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（保田 守君） おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を開催します。

9月8日の委員会では厚生常任委員会所管関係の認第1号令和元年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定についての3款民生費まで質疑を終了しておりますので、118ページ、4款衛生費について質疑を受けたいと思います。

なお、昨日も申し上げましたが、4款衛生費、2項清掃費の浄化槽整備事業補助金と3項の上水道費は産業建設常任委員会の所管です。

質疑の際は、ページを言ってから発言をお願いします。また、コロナ対策のため、質疑、答弁については簡潔にさせていただきようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） ページ123で、市狂犬病予防連絡協議会負担金、ページ73には予防接種の予算が載っとるんですが、この決算の年度内だったと思うんですけど、何十年ぶりに狂犬病患者が出たと、こういう話があったんで、それで狂犬病自体の内容自体もよく分からないようなことなんで内容と、それからその何十年ぶりに出た状況がこの連絡協議会のほうから連絡があったのか、その辺をお聞かせください。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 下山委員の御質問にお答えします。

狂犬病予防の関係でございます。

本年5月でしたか報道でありました。昨年に海外で咬傷、かまれて、それで潜伏期間を経て今年5月にその入国した人が発症したというような案件でございます。それに対して、市の狂犬病予防連絡協議会でも議論しておりますが、市としましても昭和32年以降、国内での発症というのは、咬傷によって発症というのはないというような状況ですが、そういったこともございます。資料の59ページに狂犬病予防の関係の登録頭数、それから予防注射頭数、接種率等をしております。令和元年度につきましては63.1%ということで、必ずしも高い数字ではないというふうに認識をしております。

今後も、県の動物愛護センター、獣医師会、その辺とも連絡を取りながら、広報啓発、それから未接種者に対しての勧奨に力を入れることを検討していきたいというふうに現在考えておるところでございます。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） ありがとうございます。

これは、かまれた人から今度は人にうつるといようなことはないんですか。その辺はちょっと。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） はい、人から人にうつるといようなものではないというふうでございます。

以上です。

○委員（下山哲司君） ありがとうございます。

○委員長（保田 守君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 決算書の保健衛生費、123ページです。骨髄末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金並びに不妊治療の助成金、クリプト治療助成金、この3つの助成金の利用状況を教えてください。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 石原健康増進課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 成果説明書の52ページをお願いいたします。

そこに「骨髄末梢血幹細胞ドナー等の支援事業」を書いてありますが、昨年度はドナーお1人がおられまして、10万5,000円の助成を行いました。

続きまして、不妊に悩む方の特定治療支援事業については、53ページの一番下の12番目です。

実人数20人（後刻訂正）に対して、延べ人数33人の助成をいたしました。

続いて、54ページに療育医療の実績を載せております。12人、延べ件数27人に助成を行いました。

○委員（治徳義明君） それはここになかったなと思います。

○健康増進課長（石原万輝子君） 失礼しました。不妊に悩む方の特定治療支援事業は、実績が実人員19人に訂正いたします。資料のとおりでございます。

以上です。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） よろしい。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料の58ページなんですが、ワクチン接種の一覧表がございませう。

真ん中辺に子宮頸がんの欄がございます。これは、赤磐市の中にも、不幸にもこの子宮頸がんワクチンによって副作用の症状を抱えて苦慮されている若い女性がいます。岡山県の知事がどうも何か勘違いして、岡山県は独自に旗を振って子宮頸がんワクチンを推奨するんだというような声が昨年8月でしたかありまして、随分問題になりました。今も、インターネット上で、この子宮頸がんワクチンの副作用が非常に重篤な状態になってる人たちの映像も紹介されています。要するに、手足の異常だけでなく、脳神経のほうにも記憶障害だとかがおこるということで、15、16の女の子たちが将来を奪われるという非常に重篤なワクチン障害あることが紹介されています。国は取りあえず推奨はしないということなんですが、一応希望者は受けられます。

ここで見ると、一昨年が右側で昨年は左側なんですけど、一昨年1回目を受けた人が2人なのに、今度2回目は9人になっているってことは、恐らく7人の方がこの2人以外のどこか別のところかで受けて、2回目は9人になったんだろうと思うんです。3回目は前年度は1人ですから、当然3回目は1人。ところが、1回目は10人になってますよね。これは、要するに、その一昨年はかなり周知されて、子宮頸がんワクチンのリスクの高さが問題になったので低かったんですけど、昨年10人になったってことは私は非常に危惧してるんです。これは今治療もないですし、もっと言えば製薬会社も厚生労働省も原因は認めてないわけで、救済措置も取られてない。非常に深刻なワクチン障害を抱えて裁判をやっているんですけど、私は昨年10人に増えたということが、1人、2人だったのが一気に10人に増えたということが大変深刻だと思っています。

当然、子宮頸がんは、重篤な症状になりやすいですし、死に至ります。ですけど、要するに途中の検査をしていけば見つかるわけです。赤磐市には、そういう意味では深刻な症状を抱えた人がいるわけですから、私はできるだけ子宮頸がんについては検査を勧めるとも、ワクチンはやっぱりリスクの高さをちゃんと説明していただきたいなあというふうに思っています。これがこのまま10人が20人、30人になっていって、以前、過去にそういう非常に厳しい状況に陥って今も苦労している女性を、2人目、3人目を生まないためにも、そういう危機感を持って対応していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 石原健康増進課。

○健康増進課長（石原万輝子君） 今、原田委員がすべておっしゃられたと思うんですが、現在厚生労働省のほうでは平成25年の勧告に基づきまして、子宮頸がんの予防ワクチンは積極的に推奨はしておりません。しかし、定期予防接種であって、そのものを中止するものではないということです。ですので、定期予防接種であるので、対象者のうち希望があれば定期予防接種を受けることはできるというのが事実でございます。ですので、しっかりワクチンの有効性と、あと今委員さんが言われましたような副反応についてしっかりリスクを理解できるように

資料を提供しながら決めていただくというように、その辺りをホームページであるとか、あと健診のときにも子供さんの予防接種をしっかりとやりますので、その中で丁寧に御説明していきたいと思っております。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（保田 守君） 他に質疑ありませんか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから、資料の59ページ、環境衛生対策、環境課さんなんですけど、不法投棄の件数が近年上がってきている、増えてきているようです。この不法投棄のパトロールというのは、撤去した場所になるんでしょうけども、どういったところでパトロールして発見しているんでしょうかということの確認をしたいのと。

60ページに環境衛生補助金というのがありまして、各地区に環境衛生の改善を図るために補助金を出しています。この補助金の効果といいますか、その意味合いというところで、不法投棄というものも含まれているのであれば、これは不法投棄に、これは誰がどのように回収したのか分かりませんが、この補助金の中で各地区のほうで対応していただければ、要するに行政が二重にならなくてもいいんじゃないかなと、施策が二重にならなくてもいいんじゃないかなというふうに思っております。どうなってるのかお聞きしたいと思います。

2点目なんですけど、収入未済のほうなんですけども、補足説明の中で、2月、3月だったと思うんですけど、1名の業者さんが2か月分、68万5,360円、これの収入未済があるんですよということでお話をいただきましたけども、この収入未済というのは2月、3月ですから4、5、6、7、8、9ということで半年ぐらいもう時間のほうがたっていますけども、この間どういう交渉をされて、どういうお支払いをしていただく約束になってるのか、その進捗について教えていただきたいと思っております。

以上です。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、不法投棄の関係でございます。

資料の59ページの下に一覧表がございます。

令和元年度につきましては、赤磐市内で15件の不法投棄をうちのほうで処理させていただいております。それで、不法投棄のパトロールについて発見したものというよりも、市民の方

等々に通報いただくというようなものが大半を占めております。傾向としましては、悲しいことかな増加傾向ということでうちのほうも把握しております。

それで、こちらのほうで、地区のほうの御協力、60ページの環境衛生補助金の対応でできないかということでございます。環境衛生補助金につきましては、基準に基づきまして、そこに書いてあります地区町内会には環境衛生の改善を図るためということで、多くは除草作業でありますとか集会所近辺の清掃活動とか、そういったものが大半を占めております。不法投棄につきましては、地区とか町内会さんの情報提供とか、その辺の対応も御協力をいただきながら、今後も警察とかにも当然現場確認とか相談もしておりますので、その辺は連携を取りながら今後は進めていきたいというふうに考えております。

それから、収入未済の関係でございます。

収入未済につきましては、先ほどお話ありましたが、2月下旬頃ちょっと事件がありまして、廃棄物処理事業者1名分、こちらの者が収入未済となっております。3月初旬にかけて事業不能となりまして、その一般廃棄物持込みの手数料が未済ということでございます。その後、現在弁護人を通じまして調整等をさせていただいております。債権債務の確認書のほうもいただいております、今後も徴収に向けて調整等を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 不法投棄は、これはもう犯罪行為になると思うんです。それで、所轄のほうとの連携といいますか、こういう事案が15件発生してきているということになると、当然ながら通報の義務、うちがやるということではなくて、これはもう捜査ということになると所轄の仕事だと思うんですが、そこら辺のその事件の送達というか、そういうものの状況はどうなっているのでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 現地を確認して、うちが不法投棄ということで判断すれば警察のほうに連絡しまして、派出所とかも多いんですが、現地を一緒に確認していただいて、状況を見ていただいている。捜査のほうについての情報はこちらのほうでは把握していませんが、情報連絡を連携してはかっているというところでございます。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） この不法投棄のパトロールとか撤去とかというものの決算のお金はどのぐらい使っていらっしゃるんですって。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 決算書の123ページになります。123ページの、目でいいますと下のほうです。3目環境衛生費、こちらの12節、役務費の手数料、こちらは9万5,046円支出しておりますが、これが不法投棄の処理手数料、リサイクル料ほかでございまして、元年度の実績としましては、不法投棄としましては15件ということで、資料にもあります。冷蔵庫が1台、テレビが8台、洗濯機6台で15件、ですから9万5,046円の支出手数料ということになっております。

以上です。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 9万5,046円ということですけども、再度、これは血税でありまして、違法行為における赤磐市が被ってる損害金額なんだと思うんですよ、法的に言うと。この損害金額が出ている、その誰かが、犯人は分かりませんが、赤磐市において違法行為を行って、赤磐市に市民の税金、血税を9万5,000円も損害を与えているということなんですけども、この損害について今後どのように考えていかれるんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） この9万5,000円は大事なお金でございまして。それをそういう不法的なことの処理について、環境の保全を図るという意味での経費と考えておりますが、不法なことによって、その対応によるお金ということでの認識は、委員がおっしゃるとおり、変わりはありません。こちらはちょっとでも不法投棄を減らすような啓発活動を、その辺に力を入れていきたいと思っております。また、そういうことを発見しましたら、厳重に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 環境衛生費を佐々木委員が質問されたんで、ちょっとそれに関連するといえますか、項目が一緒なんですけど、123ページ、事業計画書作成委託料、512万6,000円ですかね、まあ金額的にはかなり大きな金額ですけども、この事業計画の内容、それからこれは毎年度計画を立てられるのか、それとこの計画の執行といえますか、計画どおりに執行されているのかということをお答えください。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） こちらの事業計画書作成委託料でございます。

こちらは、令和2年3月に赤磐市災害廃棄物処理計画を策定しております。ホームページ等にも出させていただいております。こちらの災害廃棄物処理計画ですが、市として南海トラフ地震、最大の被害を特定しまして、災害廃棄物の発生量でありますとか、そこら辺の推計、それに基づきます処理のフローでありますとか、回路基盤設置等々の資料を編さんしております。こちらの今後見直し等、要は県の災害廃棄物計画と、それから国の災害廃棄物計画の策定指針等もありますので、そちらの見直し、変更等があれば、それに伴う見直し、それから赤磐市の実情が変われば、そういったところの見直しもありますが、現在のところは策定後、これを運用していくということで考えております。

それで、計画の内容としましては、先ほど言いましたように、災害廃棄物等の処理フローでありますとか、そういったことを明示しているものでございますので、そういったことこれから運用していくということでございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） すみません、ちょっと漏れてまして、先ほどの件でもう1つお尋ねをしたいんですが、不法投棄の、123ページの12節役務費の手数料9万5,000円が廃棄に係るお金だということだったんですが、ページをめくりまして、125ページの委託料の中に不法投棄撤去委託料というのがあるんですが、これは何なんですか。不法投棄に関わるお金じゃないんですか。合わせた金額が赤磐市の損害額ということになるんじゃないんですか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） すみません、不法投棄撤去、先ほどは手数料でございます。委託料のほうに漏れておりました。こちらは不法投棄の撤去に関して、業者さんをお願いして委託料を支払っております。こちらのほうも、不法投棄に関しての経費として計上していただきたいと思っております。すみませんでした。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 委託先はどこになるのでしょうか。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） こちらが熊山地域の奥吉原という地区の山のほうなんです、そ

ちらで見つかった通報のあった不法投棄の案件でございまして、業者さんは豊田建運さんに処理をお願いしております。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） はい、結構です。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 何点か聞かせてください、分かる範囲で結構ですけど。

123ページの和気北部衛生施設組合の火葬場の負担金が746万9,000円出ております。これは、もう決算で使ってきたことで致し方ないと言うんじゃないですけど、いいんですけど、これが、私も組合議会へ出とるんですけど、今年度の3月31日で備前市が脱退いたします。そうなったときには、来年度のことを言うのではないんですけど、また負担金が増えるんじゃないかなと思ったりいろいろなことがあるので、令和2年度は変わらんとするんですけど、3年度から違ってくると思います。先のことを言うことはないんですけど、見込みについてはどのような考え方を持つとるか分かれば、考え方を教えていただければと思っております。

次に、123ページの砂川等支流水質検査委託料77万円、「砂川等」と書いとるんですけど、砂川は県の河川ですけど、例えばというたら滝山川とか小野田川とかいろいろあります。新庄川とかありますけどそのいろいろ、そこの支流です。山陽の中にもちょうど桜並木のところの、「等」となるとるんで、そこら辺はどこら辺まで行くんか、どのような効果があったのか。

それで、恥ずかしい話ですけど、赤磐市を通るとる吉井川は三大河川で一番環境が悪いというて新聞によく出ております。三大河川については県がやられていることですけど、これのことについてもどのような評価が出ておるかというのも分かれば参考にしてもらやあ、どこどこやるとるかというのを、分かれば教えていただきたいと思えます。分からなかったら結構ですけど教えてください。

それから、125ページなんですけど、負担金のアダプトの事業の推進補助金92万8,190円、これは山陽もよく草刈りもしておったり、熊山も赤坂もしている。特に吉井は下山委員さんの草生から、本当に一番長いすわな、吉井が河川から支流、上流まで行ったら。それは、はっきり言って、少ないというても10日か15日は草刈りを全部出てやってもらっているんですわ。それでアダプト、県からは1万5,000円、2万円ぐらいいたいただいとるんですけど、ほとんどそのくらいで、もう全然燃料代にもならないわけです。ましてや、これが増やせるか、これだけでもう市としてはよくできておるんじやと、推進事業で、これはいいんだと思われているのか、それともまたこれはもっと増やす、たまたまこのくらいじゃってよかったんだという、どういう状況できているのか、大体いつも同じようなんですけど、今後は高齢化になっていったら増やしていこうじゃないかとか、組織づくりもしていこうとか、どう考えているか分かれば教え

てください。

それから、同じ125ページの和気・赤磐し尿処理一部事務組合の負担金、またこれもいつも間にか、備前市はやめて、結果的に赤磐市と和気町だけになっているんですかね、今はたしか2者かな、違うかな、これも今、現実使っているのは、ほとんど赤磐が使っていると思うんです。和気町はゼロとは言わんけど、分かんなんですけど。それで、これも1億6,000万円から借りているようなことがあるんですけど、もうそろそろやめて、やめてと言うたらだめだけど、もしやめたら、自分のところの最終末端処理場で処理できるんじゃないかと思うんで、それとの対比較というのもやっているかやっていないか、いや、やらないんじゃないかと、組合を解散するわけにいかないからこのままになっているとか、分かれば答えられる範囲で結構ですから教えてください。

それから次に、127ページの焼却灰処分委託料3,700万円、同僚議員が一般質問でやられとって、いろいろ言われておりましたが、僕はいろいろ業者さんが間に入って来て、大変お世話になつとると思っております。今からいくら急いでも、仮に石蓮寺に最終処分場ができて、仮に市長は最終処分場を石蓮寺にこだわるとるんですけど、違うところかということになつても、4、5年先じゃないとできんと思うんですわ、いくら早くなつても。そうすりゃあ、3,700万円ほどかかるとるんですけど、この3,700万円がよそに比べてどうなんですか、量が分からないんですけど、事務的に言うたら、例えばですよ、和気町も持ってきよんじやと、和気町と同額じやとか、和気町より安いんじゃないかと、いや、高いじやとか、もし分かる範囲でよければ説明願いたい。そしてまた、今言っているのは、何が言いたいかという、将来的なことで、ずっとそこの最終処分場が受けてくれるんですかと、どうでしょうか、それも分かれば教えてください。

以上です。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、北川委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、和気北部衛生施設組合の令和2年度の見込みはどうでしょうかという御質問だったと思います。

こちらにつきましては……。

○委員（北川勝義君） 2年と言うたらおえんで、3年じゃ。

○環境課長（大窄暢毅君） あっ、令和3年ですか。

○委員（北川勝義君） 3年です。

○環境課長（大窄暢毅君） はい、委員おっしゃるとおり、今、備前市が来年3月末で脱退ということで協議を進めております。それに伴いまして、脱退後の運営につきましても協議を重ねているところでございます。経費の見込みとしましては、今後の運営にもよるんですが、や

はり脱退に伴うそういう分担金でありますとか、その辺の計算の仕方によりまして、予算としては若干上がるのではないのかなと、負担金としては上がるんじゃないかなという見込みを持っております。

それから、2点目が、123ページの砂川等支流水質検査委託料のお話です。

それで、「砂川等」とございます。そちらが、砂川が本流、それから支流としまして十七川とか、あと小野田川、可真川、高田川、滝山川、それぞれのところで定点観測をさせていただいております。環境によりまして自然的な上下はありますが、適正な数値を保っているというところでございます。

それから、3つ目が、アダプト事業の御質問だったと思います。

アダプトにつきましては、令和元年度末現在で27団体の団体が登録をさせていただいております。

○委員（北川勝義君） 何団体か。

○環境課長（大窄暢毅君） 27団体です。

それで、山陽、赤坂、熊山、吉井それぞれに団体がおられますが、委員も言われていますとおり、高齢化がありまして、だんだんなかなか難しいというお声も聞いております。市としましては、広報とかにアダプト事業の広報もさせていただいております。増やしていきたいというふうに思っておりますので、今後もそういう事業を進めていきたいというふうに考えております。

それから次に、し尿処理施設組合の御質問だったと思います。

こちらにつきましては、1億6,577万7,056円を負担金として支出をしているものでございます。赤磐市としましては、組合から脱退するとか解散するとかというお話は現在のところはございません。組合のほうも、今の施設の延命化等々を図りながら、いろいろ運用の工夫もしながら、経費を削減するよう努めてやっていっておるところでございます。

それから、もう1点、最後に127ページ、焼却灰の処分委託料でございます。

他の市町と処分委託料の比較というのは、具体的にはしたことはございませんが、焼却灰の委託料につきましては単価によりまして、今現在県外搬出とセメントの原料としてリサイクルを行っているというところでございます。

継続的にさせていただけるものというふうに事業者のほうからは回答を得ております。

以上です。

○委員（北川勝義君） 聞こえなんだ、もう一遍、今聞こえなかった。

○環境課長（大窄暢毅君） 今後も、継続的に安定して事業のほうをしていただけるというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（保田 守君） 北川委員、よろしいか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。

和気北部衛生施設組合のことを言いたかったのは、今後があるんでやめられても、僕は個人的に思うのは、和気のすぐ隣がもう備前市の旧吉永町です。吉永の方がわざわざ、日生や備前の市内のほうへ葬儀のときに持っていかんと思うんですよ、すぐそばのところへ持ってくるようになると思うんですわ。例えば、赤磐に斎場ができて、例えば山陽は一番南です、山陽にできましたと。吉井の方じゃったらもう山陽へ持っていかんと思うんですわ。柵原があるから、柵原・吉井・英田火葬組合、そっちへ持っていくと思うんですわ、言わんとしていることは。

だから、これは何で言ったかということ、市長はもちろん考えてお話しされとると思いますけど、議員もしているんですけど、職員の担当部課長の中で、今後の来年の3月31日になったら備前市は脱退します。しかし、それだけのことはいろいろ補償してもらおう、それは部課長会議、正副管理者組合で話ができているんでしょう。それはそれで結構です。しかしながら、隣の吉永町が持ってくるというたら、赤磐も今のところは熊山以外は管外扱いになっとります。これは、議員の中の説明で、市長の英断で同じようにしようと、お金を出したということがある。これはこれで評価しております。しかしながら、備前市ほうの一部の吉永地区が来た場合に、同じ値段でやられたんじゃあちょっと違うんじゃないかなと思って、管外になるんじゃないかなと思って、そういうことも。

やっぱり使う量が多くなったら物もめげやすくなるんですわ、修理も必要になってくるし、人件費もあるから。そこら周りのことを思うて、今後正副組合長が話をされると思うんじゃけど、もちろん担当部課長のほうでやっぱりこういうことは、何も決めなかった、なあなあで終わったんじゃというのとは後で大変なことになると思うんで、3月になったらもう決めとっていただかないといけんと思うて、そういうことを言いたかったんです。

それから、砂川のことについては分かりました。新庄川などはならんのかなあ、あの吉井の、こっちへ来ようるんじゃけどな、まあそういう分け方はしてないのか、それについては分かりました。

それから、アダプト事業の僕が何を言いたかったかということ、せめてガソリン、燃料費、混合油代が出るぐらいに、区でやっているんですけど、草刈り機の刃を1枚買うても、ちょっといいのを買うたら2,000円から、安くても1,500円とか取るんです。そしたらもう、1回くばるだけで、20枚、30枚配布したら、それから燃料は混合を買うだけでも本当を言うたら、刈った後は集めて焼かにかあおえんです。やっぱり何回も出てやるんで、それが最低でも区民だけでも年3回は出ていただいて、またボランティアで5遍も6遍も出てやっているんで、やっぱりもうちょっとお茶代が出るぐらいなこと、お茶代でも現物支給でもええけど、助成ができりゃあなあと思ってあえてこういうことを聞きたかったんです。また今後検討していただきたい

と思います。

それから、和気・赤磐し尿施設組合のことなんですけど、これは僕が何を言いたかったというたら、別にあれがどうこうというんじゃないくて、前も最終処分場で、吉井とか熊山とか山陽の処理場でできるんじゃないのかという話があったと思うたんですよ。それがコストがどうなるかというのを比べて、もし安いじゃったらそっちのほうがよかったんじゃないかなあという話もちょっと思うて、決算のときにやっぱり約1億6,000万円とかこういう金額が出てくるんじゃないかなあ、いや、やっぱりこのほうがいいんじゃないかなあという。これも、瀬戸町があって1市9町ぐらいがあったときはこの率でよかったわけです。しかしながら、今はそういう率じゃなくなったんじゃないから、もう必要ないんじゃないかもっと安いほうが使えるんじゃないかなあと思ってるんで、どういう考えがあるのかを聞きたかったんですよ。それは、もう分かれば結構です。

それから、127ページ、焼却場の焼却灰の、僕はちょっと聞いているのは、焼却灰を処理しているのは非常によそより、よそよりと言うたらおえんけど、セメント加工で安くしてくれとると、いろいろ頑張ってやってくれたというのを聞いていたんで、よそより安いかなあと思うたということ。それから、セメントにするにしても、残ったもの、これはもうそれなら向こう10年とかはもつから、もつというぐらいの考えでいいですか。それで、最終処分場をどうの、どこかへ持って行って埋めてやろうとかということは考えなくても、当分はこれで決算はいつているから、3,000万円、4,000万円近く払っておけばよいというぐらいでいかれるんですか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 作本市民生活部長。

○市民生活部長（作本直美君） 北川委員の和気北部の火葬場の件でございます。

今委員のほうも組合議会に出席していただいていることから、いろいろな御事情を御存じだと思います。その中で、次の開催に向けましては、部課長会議それから正副管理者会議でいろいろなことを今検討しております。先ほどおっしゃっていただきました管外料金等につきましても、今検討しておるところでございます。脱退をされても、残った市町になるべく負担がかからないようにという方向性でいろいろ検討を進めておりますので、これからどのような方向でお話がいくか分かりませんが、そういう状況でございます。御理解をお願いいたします。

それから、先ほどのし尿処理の件もですが、火葬場の組合の解散するといったときに、そもそもその組合の存在意義等について随分とこちらのほうは議論をいたしました。そうした中で、今現在まだし尿処理の組合が存続しておりますし、引き続きこのままそこにつきましましては、今のところそういう解散とかそういうお話は出ていないという状況でございます。委員におっしゃっていただいた自市での処理というところも確かに目を向ける必要がございますが、いろいろと組合の関係もございまして、そこも御理解をいただきたいと考えております。

それから、焼却灰に関しましても、こちらのほうも現地を確認させていただいておまして、その辺り今のあちらの状況がどういう形であるかというのも、現場としては確認させていただいております。そういう中で、市も焼却の事業が、ごみ事業が成り立たなくなるということがあってはなりませんので、そういうことは継続的に今後もまた受けていただけるという情報は確認をしておりますので、その点は御安心をいただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。大体分かったけど、1つ質問。

勘違いしとる。和気・赤磐し尿施設のことは、ここは分かった、その辺の話をしてくれているということ。し尿は、今実際のことを言うて100%赤磐じゃと思うわけです。それで、前のときにいろいろ出たときに、処理できるのが吉井とか、ミックス事業では山陽とかができるということがあったんで、経費的にどうかかるのか、もし高くなくて、結果的に安かったんじゃないらそっちへ推進していくべきじゃねえかと思うて。それから何が言いたかったというたら、これはもう決算だからいいんですけど、1億6,000万円か1億7,000万円がどうのこうのという話じゃないんです。前のときには、1市9町で皆全部入って、し尿処理をつくってりました、それだけの規模で。しかしながら、今は和気町も終わって、吉永、和気、結果的には赤磐の一部で、山陽の一部と赤坂とが残って、それを処理するんだったら、全体数の分母が大きかったろう、ということが言いたいわけじゃ。

だから、もしこれがこういう状態で、僕が危惧しとるのは、このし尿処理施設の稼働が、操業がひょっと機械の破損とか何かで、直すのだったら5億円要りますよという可能性が出た場合、そういうことになる前にこっちのほうでできる施設、ミックスができるのならやっていたら、ちょっとでも支障がなくなっていくんじゃないか。早い話が、下水が100%できりゃいいんですけど、下水の造られる前に、どうなっていくかというのをちょっと言いたかったわけです。ちょっと答えが違っていたが、まあ、その辺はもうよろしいわ。

僕は、質問に要望というのもおかしいけど、取りあえず早くこの施設を、この施設もいつかは処理しなくちゃいけんようになると思うんですよ、はっきり言うて。そのときにばたばたするよりは、今後の計画を立ててやっていただきたいということがあって、できればミックスとかいろいろあった、そっちのほうへ持っていったり、それから公共下水を100%早く完了していただきたいということを要望じゃねえけど、していただきたいと思っております。

以上です。答弁は結構です。

○委員長（保田 守君） 質疑はありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料のほうでいきますと、60ページに廃棄物減量化対策として生ごみ処理機とコンポスト容器のここ3年間の申込み推移がありますが、29年度と比較するとほぼ半減ということで、生ごみに対するやっぱり認知度が少し下がってきたのかなという不安があります。やはり、ごみ焼却において水分の多い生ごみをできるだけ除去するというのは、炉の保全をはじめとして大変重要なことですし、作業者の皆さんにとっても、本当に特に夏の暑い時期の生ごみが入ったごみ袋の回収ってというのは、危険を含めて御苦労されていることだと思うんです。その辺の生ごみに対する啓蒙がちょっと落ちてるなあと、そこは力を入れていただいたほうがいいんじゃないかと、その認識をお尋ねしたいと思います。

それから、次のページの62ページ、今北川委員がいろいろ御質問されてたんですけど、気になるのは奈良のほうに持ち出している業者さんとどういう契約をされてるのか、今部長も課長も当面長いこと受け入れてもらえるそうですという御返答ですが、具体的にはどういう契約書を交わしているのか、毎年毎年なのか、向こう何年という契約を交わしているのか、その確認をお願いします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） まず、コンポスト、生ごみ処理機の話でございます。こちらは、3年分がありまして、平成29年度48件から令和元年度29件とだんだん下がってきているというデータが出ております。それで、平成29年度までは漸増、増えつつあったんですが、ここから頭打ちでだんだん下がってきているというのが現状でございます。市としましては、広報それから先般改訂しましたごみ分別マニュアルにも結構範囲を取りまして啓発等を行っておりますが、まだまだ広報等足りないかなあというふうにも感じてきております。今後も機を捉えまして、啓発等に力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、契約の期間の関係ですが、今手元に契約書がないもので、そこまでの詳細な情報は持っておりませんが、長期的に運用していけるというふうに市としては認識をしております。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） また契約書については教えてください。以上で結構です。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 125ページの報酬のところ、廃棄物減量等推進審議会委員報酬16万9,000円、これは何人おって、内容はどういうことを行っているのか、この結果が出ているのかどうか、その点をお尋ねします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大窄環境課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 廃棄物減量等推進審議会の委員報酬でございます。

こちらにつきましては、任期1年で報酬が年額で1万3,000円ということで、割っていただければ分かるんですが、13名の方の報酬分でございます。

審議内容につきましては、主には昨年度災害廃棄物処理計画を改定しましたので、そちらについての御意見等々をいただいております。昨年につきましては、あと廃棄物の処理現状でありますとか、環境センターの運営、リサイクルの推進等々、プラごみなんか最近あれなんで、その辺の御審議をいただいているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第2号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 作本市民生活部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらにつきましては、本会議場で説明させていただいております。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保田 守君） 質疑ありませんか。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） すみません、ちょっと確認をさせてください。

後発医薬品差額通知サービスをやられと思うんですけども、医療費の削減効果につきまして教えてください。併せて、データヘルス計画、その他に何か取り組んでることがありましたら教えていただけますでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 稲生市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） ジェネリック医薬品、後発医薬品の件でござい

ますが、昨年度勸奨のはがきを1,084枚発送いたしまして、効果としましては70万円程度削減できたと思います。

それから、データヘルス計画につきましては、昨年度と同様に特定健診の受診率向上、特定保健指導利用率向上、それからあと後発医薬品の利用促進事業、習慣病重症化予防事業、多受診等適正化事業、それと要治療者の受診率向上事業、糖尿病性腎症重症化予防事業を進めております。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） すみません、ジェネリックの差額通知サービスなんですけど、今70万円と、目算でしょうけど、前回か前々回聞いたときには400万円前後のお話をされてたと思うんですが、記憶違いだったらごめんなさい。数値的に正しかったでしょうか。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 稲生市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） そういう時期もあったと思いますが、昨年度につきましては70万円ということになります。

以上でございます。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます、よろしいです。

○委員長（保田 守君） いいですかね。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 全体的なところをお尋ねをするんですが、今同僚委員が質問しましたけども、ジェネリックを使ったりデータヘルスで健康増進を進めていったりというところで、歳出の削減というところに力を入れていただいていると思うんですが、その歳出の削減に力を入れていけば即歳入の、要するに国保料ですね、この分の削減というものにつながっていくのか、それとも当分歳出の削減を続けて、ある一定の期間が過ぎないと歳入のほうに反映してこないのか、考え方としてはどういうことなんでしょうか、どうなっているんでしょうか。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 稲生市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 国保財政のほうで、説明資料の132ページの一番下のところに実質収支額というのがあると思います。実質収支額が2億975万902円となっております。1枚戻っていただいて、131ページの繰越金のところで、前年度繰越金が2億8,197万246円となっております。これが、前年度の実質収支で、本年度の実質収支と比較しますと、単年度では約7,000万円の赤、減額となっております。これは、今県下統一のあれで県に納付金を納めるようになっておりまして、その納付金の請求された金額で、このように赤字になったり黒字になったりというのが、黒字、赤字が繰り返されて、去年は1,000万円の赤

字、今年は7,000万円の赤字、来年度は少し黒字になるのではないかと見込んでおりますので、現状ではちょっと、単純に赤字だから黒字だからといって保険税のほうを下げる上げるというようなことは、もうちょっと様子を見てからさせていただきたいと考えております。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 県下統一というお話も新聞などで拝見させていただいたりしてるんですが、ということになりましたら、うちの赤磐市が歳出を抑える、例えば健康増進の取組を国保のほうで行ったり、データヘルスに基づいていろいろな施策を打ち出して、病院にかからないようなそういうような方針を取って歳出を抑えることにつながっても、県下統一ということになると、その国保税云々どうのこうのっていうものの影響というものを与えることというのはちょっと遠ざかるというような認識でいいのでしょうか。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 稲生市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 取組といたしましては、国のほうの制度で努力支援制度というのがありまして、取り組まなければそういう国からの補助金が減額されるようになっておりますので、どこの市町村も特定健診の受診率を上げるとか、がん検診の受診率を上げるとか、そういう取組はしていておりますので、市としてそういう取組はしていかないといけないというのは、全県下、どこの市町も取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、国保税というものが県のほうで納付で、国保税の一律化ということで金額が決まるわけですね。今はその市町村によってばらつきがある、それぞれ違うものが統一されるわけですね。それで、統一されて県がこうですよということを決めてきた場合、うちのほうが幾ら歳出を抑えてその歳入に反映させて、本来であれば市の取組でほかの市町村に比べて赤磐市っていうのは優秀ですよ、国保税、納付金が少なくて済みますよねというような、努力次第ではそういうようなことが出てきたにもかかわらず、今後県になったらそういうことは、うちの赤磐市で歳出削減というものを行っても反映は、当然反映しないということになるんでしょうかという質問なんです。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 稲生市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 新聞のほうでも報道がありまして、国のほうが統一に向けた検討をするようにという通知が出ましたので、県のほうも運営方針の中に統一していくように方針の中に盛り込む予定にはなっておりますが、各市町での医療水準、医療費の水準とか所得の水準、それから基金の残高、それから収納率、それから保険料の算定方法は今

まだばらばらでございますので、直ちに保険料が統一されるというのは難しいと考えておりますが、今後検討を進めて、行く行くは統一していくという形になるのではなかろうかと思えます。ですが、その受診率を向上させるとかそういうものは取り組んでいかなければならないというふうにはなっております。

○委員（佐々木雄司君） 分かりました。

○委員長（保田 守君） ほかに質疑はありませんか。

福木委員。

○副委員長（福木京子君） 国保について質問します。

これは国保の制度自体がなかなか大変な制度なんで、所得が低い方たち、そういう人たちの割合が物すごい増えてきてる中で、国保税は上がっていったら、もう払えない状況というか、そういうものも全国的にあるんですが、赤磐でも収入未済も金額がなかなか厳しい状況の中で、やはり景気も悪いし、なかなか払えないという方も増えてきてると思うんで、そういう中で検討をされたと思うんですが、昨年計算まで出されとりますね、国保の均等割の子供がたくさんおられる世帯、それを減額したらどうかと。それと、平成30年4月1日計算で高校生以下の均等割が廃止になったら約2,380万円、それから中学生以下は約1,880万円というふうな答弁もされていらっしゃる、その辺の検討を再度この収入未済の金額やらで、そういう制度の議題で検討をされてきてるのかどうか。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 市民課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 均等割の高校生以下の軽減につきましては、市長会のほうにも提言いたしまして、検討をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、ここで、11時10分まで休憩したいと思います。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（保田 守君） 再開します。

続きまして、事業勘定については、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、熊山診療施設勘定の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、佐伯北・是里診療所の施設勘定の質疑はありませんか。
なければ。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 以前の決算書には資料があったかと思うのですが、私はよう見つけていないんですけど、お医者のごことはすぐにはできないということでちょっと置いて、看護師さんとかの年齢が偏っていったんじゃないかなあと。それで、一気に退職とかになって、現場が回らなくなるような危惧をしているんですけども、その辺に対しての対策というか方向性はどのような形でやっていかれるのでしょうか。

○委員長（保田 守君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 川原熊山診療所参事。

○熊山診療所参事（川原達也君） 看護師についてのお尋ねでございます。

現在看護師は、熊山診療所のほうには常勤が5名、それから佐伯北診療所のほうにも5名の看護師がおります。年齢的には、詳しいデータは持ってないんですが、熊山診療所のほうは、50代の看護師が3人おります。あとの2人は30代と40代です。佐伯北のほうにつきましては50代が3人です。あと残りは40代と30代がおります。どちらの診療所におきましても、ここで定年を迎えられるとかという方はいらっしゃいません。ですが、その50代の方につきましても、年齢は一緒では、同級ではありません。何年かたてば1人辞められて、もう何年かすれば1人辞められてというような感じになりますので、その辺りにつきましては、また定年を迎える前にですね、適正な人員配置といたしますか、新しい看護師の募集とか検討して参りたいと思います。以上でございます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第3号令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 作本市民生活部長。

○市民生活部長（作本直美君） 認第3号につきましても、本会議場で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保田 守君） それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第4号令和元年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 入矢保健福祉部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 認第4号につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保田 守君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第5号令和元年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 入矢保健福祉部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 認第5号につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（保田 守君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） ないようでしたら、続きまして厚生常任委員会所管関係を終わります。ありがとうございました。

ここで、執行部は産業建設常任委員会関係者と交代したいと思います。

25分まで休憩といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○委員長（保田 守君） 再開します。

続きまして、産業建設常任委員会所管関係について審査を行います。

まず、認第1号令和元年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入について収入未済を含む補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） それでは、産業振興部関係の追加説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものでございます。

決算書16、17ページを御覧ください。

2款地方譲与税、4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税は、令和元年度から供用開始されたもので、その用途は人工林の間伐や林業の担い手確保、木材利用の推進などとされております。

決算書24、25ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、4目農業使用料の主なものは、携帯電話基地局の土地使用料でございます。

5目商工使用料の主なものは、布都美林間学校、産業会館の使用料となります。

決算書32、33ページをお開きください。また、主要成果説明書の198ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金のうち産業振興部関係では、吉井川流域に点在する観光資源の広域連携事業に充当しております。

続きまして、決算書42、43ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のうち産業振興部関係の主なものは、農地保全管理のための中山間地域等直接支払交付金、果樹の生産振興等に伴う地域農業振興補助金、新規就農者の支援のための新規就農総合支援事業補助金、農地や農業施設の維持管理活動や長寿命化を図る活動に対する多面的機能支払交付金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いします。

2節林業費補助金のうち産業振興部関係のものは、松くい虫防除事業と有害鳥獣駆除事業に関する補助金でございます。

続きまして、決算書48ページ、49ページをお願いします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の太陽光発電所用地貸付収入は、太陽光発電設備用地として桜が丘東1丁目と合田地内の市有地を貸し付けている土地の賃料でございます。

決算書60、61ページをお願いします。

22款市債、1項市債、8目過疎対策事業債では、松くい虫防除事業、商工振興対策事業、次のページに移っていただきまして、観光施設整備事業は城山公園遊歩道橋等改修工事に充当しております。

歳入についての細部説明につきましては以上でございます。

○委員長（保田 守君） 次、建設事業部。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、建設事業部の所管案件についての補足説明を行います。

まず、歳入では、決算書の26、27ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、4節住宅使用料です。収入未済は、前年度比較で128万5,376円で5,652万9,216円となっております。昨年は、明渡し請求、支払い督促などの法手続を講じた案件はございません。平成27年度決算で7,000万円弱の収入未済がございました。その後、法手続また納付が遅れた方については、速やかに連絡を入れるなど、相手方と距離感を縮めることで納付意欲を現在まで促しており、滞納整理を進めているところでございます。今後につきましても、悪質な方については法的措置を講じるなど、より一層滞納整理を進めていきたいと考えております。

続きまして、決算書の22、23ページ、農林水産業費の土木費、災害復旧費、これらの各負担金、また決算書の34ページ、35ページの土木費の国庫補助金、決算書の42ページ、43ページの農林水産業費県補助金、これらにつきましては本会議場で財務部長説明のとおり、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（保田 守君） 以上で執行部の説明が終わりました。

収入未済を含む歳入についての質疑は、歳出のときに併せて受けたいと思います。

続きまして、歳出について補足説明がありましたらお願いいたします。

補足説明は款ごとをお願いいたします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） それでは、産業振興部関係の補足説明をいたします。

決算書の128、129ページ、また主要成果説明書は64ページから御覧ください。

6款農林水産業費、この款には産業振興部と建設事業部の予算が併せて計上されております。産業振興部の主な支出は、1項農業費、1目農業委員会費では農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬などで、執行率89.0%となっております。

131ページを御覧ください。

2目農業総務費では、農林関係職員の人件費などでございまして、執行率は98.8%となっております。

次に、132、133ページを御覧ください。

3目農業振興費では、農業振興施策に関する経費を支出、執行率は69.3%となっております。主なものとしましては、7節では経営所得安定対策の事務費に伴います臨時職員賃金、13節委託料の下から6行目、設計・施工監理委託料では農業振興基本計画策定業務や山方研修センターの工事施工監理業務の委託料、それから決算書134、135ページを御覧いただきまし

て、15節では津崎の就農等支援センター用地の暫定造成工事費代金、19節では農地はつらつ集積事業補助金、こちらは利用権設定を行った農地の借手に対する補助金でございます。多面的機能支払補助金、こちらは農地や農業用施設の維持管理や補修などの長寿命化を図る活動に対する補助金でございます。中山間地域等直接支払交付金は、農地の保全のために市内で協定を結んでおります44組織に対する交付金でございます。また、需給調整推進対策費補助金は、産地交付金支払事務費として市が県から補助を受けておりますものを地域農業再生協議会に補助し、事業を実施しているものでございます。果樹生産振興事業補助金、こちらは桃、ぶどう等の生産拡大や品質向上を図る事業に対する補助金でございます。農業次世代人材投資事業補助金は、人・農地プランに位置づけられました新規就農者に対し交付した青年就農給付金でございます。

続きまして、138、139ページを御覧ください。

2項林業費に関しましても、産業振興部と建設事業部の予算が合わさったものになっております。まず、1目林業総務費の主な支出では、13節所有者意向調査委託料、これは森林環境譲与税を財源として、森林所有者の森林管理に関する意向調査に向けた人工林の現況調査を行ったものでございます。19節有害鳥獣捕獲補助金は、イノシシ、鹿などの駆除活動に対する補助金でございます。林業総務費の執行率は80.2%となっております。

決算書140、141ページを御覧ください。

2目林業振興費では、13節で松くい虫防除事業や石蓮寺森林公園などの施設管理経費を支出、執行率は86.6%となっております。

産業振興部からは以上です。

○委員長（保田 守君） 次、建設事業部。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、建設事業部のほうの農林水産業費の補足説明を行います。

まず、決算書の136ページ。

農林水産業費、1項農業費、5目農地費です。主な事業といたしましては、主要成果説明書の68ページから71ページのとおりで、農道、水路、ため池、圃場整備など、農業基盤整備及びこれらの施設の維持管理費用で、説明資料の1から10に記載のとおりでございます。

農林水産業費についての補足説明は以上です。

○委員長（保田 守君） 商工費についてお願いいたします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 続きまして、7款の商工費について補足説明をさせていただきます。

きます。

決算書の140ページ、141ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、商工観光関係職員の人件費の支出をしておりまして、執行率は99.1%となっております。

2目商工振興費では、企業誘致や商工業振興に係る経費を支出しておりまして、執行率は86.3%となっております。

決算書の142、143ページに移っていただきまして、商工振興費の主な支出は13節産業支援センター支援業務などの委託料、19節では赤磐市内に土地を取得、工場を建設し操業を始めた6社の企業に対して企業誘致奨励金をお支払いしております。

3目観光費では、観光施設の維持管理経費、観光振興事業に係る経費を支出、執行率86.4%となっております。主なものは、7節の熊山英国庭園臨時職員などの賃金、8節では地域おこし協力隊などの報償金、11節では産業会館や熊山英国庭園などの修繕料となっております。決算書の145ページに移っていただきまして、13節では産業会館、赤坂適塾などの観光関連施設の管理委託料、指定管理料、イベント関連の委託料でございます。15節では、城山公園遊歩道橋等の改修工事代金、19節では吉井川流域広域観光連携事業、赤磐市花火大会などの観光振興事業に係る経費を支出しております。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） 次に、土木費をお願いします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、決算書の146ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。主要成果説明資料では、75ページの中段からとなります。主な事業としては、国道、県道などの新設改良に係る市負担金、また土木事業に係る人件費、事務管理などの経費でございます。

次に、決算書の148ページ、2項の道路橋梁費、2目道路維持費であります。市内950キロの市道の維持管理経費でございます。個々の内容につきましては、主要成果説明書の75、76ページのとおりであります。

次に、3目道路新設改良費、市道の改良工事に係る測量設計費、工事費、用地及び補償費などです。これも、個々の内容につきましては主要成果説明書の76ページに記載のとおりでございます。

続いて、決算書の148ページ、3項河川費の1目河川総務費、排水機場に係る電気代、修繕費、草刈り機械の保守点検、また施設の維持管理工事などでございます。

次に、4項都市計画費の1目都市計画総務費、主要成果説明書では77ページでございます。熊山駅前の周辺整備事業、空き家対策事業などに係る経費でございます。

次に、2目公園費、市内の都市公園、緑道などの維持管理経費でございます。

次に、5項下水道費、1目下水道整備費、公共、特環公共下水道事業に係る下水道事業会計への繰出金を行っております。

次に、決算書の150ページ、6項の住宅費、1目住宅管理費、市内287戸の市営住宅と特定公共賃貸住宅4戸の維持管理経費でございます。

収入未済は冒頭の説明のとおりでございます。

以上、土木費を総括して、予算現額が17億1,015万円、支出済額が14億8,204万7,799円、翌年度への繰越額が1億9,797万3,000円でございます。

土木費については以上です。

○委員長（保田 守君） 次に、災害復旧費をお願いします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 災害復旧費につきましては、192ページから195ページ決算書のとおりでございます。

11款災害復旧費、これは前年度の繰越分で、内容につきましては主要成果説明書の123、124ページのとおりでございます。今年度をもちまして、平成30年7月の豪雨災害はこれで全てを完了いたしております。

補足説明は以上です。

○委員長（保田 守君） 衛生費の浄化槽整備事業と補助金については。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 124ページの衛生費、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、19節合併浄化槽補助金、これにつきましては昨年度18基の設置に係る補助金を行っております。

続いて、128ページ、主要成果説明書では63から64ページでございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、主に岡山県広域水道企業団の運営負担金、水道事業への繰出金でございます。

補足説明は以上です。

○委員長（保田 守君） 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。

歳出は、款ごとに質疑を受けたいと思います。

まず、124ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の浄化槽関係及び128ページ、3項上水道費について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料の61ページに浄化槽整備補助金の結果が出ておりますが、数字的にだんだん減ってるわけですね。全体で18基でしたけども、特に赤坂なんか3か年の中で12、8、8と微減が続いておりますが、私が把握したいのは、唯一赤坂だけが合併浄化槽が敷設されてない、計画も本当にほとんど入ってないということですけど、今の段階で赤坂地域の中で合併浄化槽が設置されてる割合、要するに何割の世帯が合併浄化槽を入れているのか、何割が入っていないのか、その把握はされていますか。されていたら、その割合を教えてください。

○上下水道課長（塩見真康君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 塩見上下水道課長。

○上下水道課長（塩見真康君） すみません、正確な数字は把握できておりません。お時間いただければ、調べてまた御報告させていただきたいと思えます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 聞いた意味は、今手元になればいいんですけど、要するに赤磐市として水処理計画の中に赤坂地域だけは全く入ってないわけですね。そういう赤坂地域に対して水処理政策を別途きちんと検討するのが市としての水処理計画なわけですよ。赤坂だけは別にほっといて、公共下水だけをやる計画だけで赤磐市の水処理計画はできてないわけです。そういう意味で、把握してないっていうことに私は非常に大きな問題を感じるんです。要するに、今これで減っていますよね、合併浄化槽の導入が。要するに、あと何エリアの人たちが水処理の恩恵を受けているのか受けていないのか、そういうところを把握されてないと、今後の政策の中で非常に大きな欠損部分になると思うんです。そういう点について、これからそういうことについてどう考えていかれますか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 市内における汚水の処理構想については、市内全域を岡山県の下にクリーンライフ100構想ということで計画の策定をいたしております。浄化槽の数につきましては、今手持ちで資料がないだけで、市内における浄化槽、今までに設置した浄化槽等については概要は把握いたしております。赤坂地域におきましても、集中処理をする公共下水道のエリア、また個別処理をしていく合併浄化槽のエリア、こういった全体計画は持っております。

以上です。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（保田 守君） 質疑ありませんか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 1つだけ。442ページの上水道の関係です。出資の関係、上水道関係、上水道の関係。広域水道。

上水道はあると、広域水道企業団の出資金の費用負担のことは。442ページに広域水道企業団の出資金の上限があるんですけど、これについて説明をいただきたい、今後どういうふうになるのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（保田 守君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（塩見真康君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 塩見上下水道課長。

○上下水道課長（塩見真康君） ただいまの御質問ですが、毎年広域水道企業団のほうに出資金ということでお支払いしております。これは、赤磐市が年間供給水量割というものがございまして、それに基づいて率を掛けまして、赤磐市負担分ということでお支払いしてるものでございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） 福木委員。

○副委員長（福木京子君） 今回この金額なんですけど、もう27億円幾らで、これもずっと毎年毎年プラスになっていくんですか。

○上下水道課長（塩見真康君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 塩見上下水道課長。

○上下水道課長（塩見真康君） 新しく何か施設を整備したりすれば、老朽化したりそれから修繕とかして施設に投資が行われたときには、またこれは増減するようなことになります。

以上です。

○副委員長（福木京子君） よろしいです。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ次に128ページ、6款農林水産業費について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 農林だと森林環境譲与税は入りますよね。よろしいですか。

○委員長（保田 守君） よろしい。

○委員（原田素代君） この使い道が取りあえずは意向調査の費用にされてるということですか。

けど、そのほか何かお考えがあるのかどうかということをお尋ねしたいんですが、1つはここで見ると、私から見ると悪名高きネオニコチノイドを散布する、いわゆる空中散布、この中に市民提案型森林事業というのがありますよね。結果として、中身を見ると、倒木で虫に食われた木を始末する事業だと、市民提案型事業と書いてありますが、こういった事業とこの環境譲与税の予算というのは、リンクして使い道が活かされるものなんではないでしょうかということをお聞きします。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの原田委員の御質問でございます。

まず、この森林環境譲与税につきましての制度ですけれども、皆さんもう御承知だと思いますけれども、森林が荒れていって、地球温暖化防止とか、水源涵養とかそういったものを守っていくという趣旨に沿いまして創設された事業でございますが、今のところは国が示す用途の基本的な考え方、これは例えば申しました森林整備、間伐や里山林とかの整備、それから所有者に意向調査とかがございます。そのほか、担い手の確保や人材育成、あと木材の利用の促進、それからあと普及の啓発とか、こういったものが考えられております。

先ほど申された空中散布のことにリンクするかということは、これは松林の整備のほうのこととして、この事業とはリンクはできてないと思います。

以上でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 松林の整備と森林環境がリンクしてないということはちょっと理解できないんですけど、要するに税金として市民の方から400万円何がしかの税金をいただいているわけですから、今後はそれについてもうちょっと効果的な活用を考えていただきたいなと思っておりますが、別に松くいのことだけではないんですけども、意向調査をして、じゃあ何のために意向調査をするのか、その目的があつての意向調査だと思うんですけど。だから、そういうことも含めて、きちんと目的が明らかになって税金が使われるっていうシステムを作っていただきたいと思うんです。取りあえず、どういう目的で意向調査をされるんですか。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの原田委員の御質問でございます。

この意向調査につきましては、名目としては今このような意向調査という名前になってますけれども、まず森林が荒れているかどうか、そういったことを調査してまいります。それで、この環境譲与税の事業に乗られる森林であるかどうか、そういったものを見極めてまいります。その次の段階としては、その森林の所有者の方がどういう御意向か、荒らしたままで

いいのか、ちゃんと整備してほしい、そういう意思を持っておられるか、それからここへ進んでまいりまして、そういう事業に持っていけるといふ森林を見極めた上で、事業をしてほしいという意向があるならばそれを事業を実施していくという段階に進んでまいります。

御説明としては以上でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、意向調査費というのは、これは委託料ですね、業者に対してリサーチを頼んでいるわけですね。はい、分かりました。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 少し補足説明をさせていただきます。

森林環境譲与税、こちらは人工林、いわゆる植林をした山です。こちらの手入れが今滞っていると、そこからは先ほど課長が説明した地球温暖化でありますとか水源の涵養、こちらが十分できてないことから、この環境譲与税を使って森林の整備を行っていかうという目的でございます。

松林のお話もございましたが、市内に人工林の松林はほとんどございません。そういう観点から松くい虫の薬剤散布とはリンクしてないというのは、課長の説明のとおりでございます。

今後、先ほどの意向調査でございますが、意向調査により、自力で手入れができない森林所有者の方、この方々に森林整備を行える団体を市がそういう団体を紹介するようになります。そして、森林の間伐でありますとかという作業を今後行っていくこととなります。

以上でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認ですけど、当然負担をしていただくのが前提ですよ、その希望を取って、希望しますと言ったときに、それ相応の負担が要ると、前提で考えていいんですね。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいま原田委員がおっしゃられたのは、森林所有者の方が事業を実施するにあたっての御負担ですよ。

○委員（原田素代君） はい、そうです。

○農林課長（矢部 勉君） その施業についてもこの環境譲与税の事業費の中から賄われるということになります。

以上です。

- 委員（原田素代君） それはちょっと、ほかの人の財布からもらって自分の……。
- 委員（佐々木雄司君） 事業のことで聞いてもらわにゃ。予算のことをやっとならええんじゃないの。
- 委員（原田素代君） いやいや、だって事業の結果が分かるんだから。
- 委員（佐々木雄司君） お金について決算のことについては分かるけど……。
- 委員（北川勝義君） 委員長、委員長は個々にやらせたらいけん。
- 委員（原田素代君） 分かりました。今のところは終わります。
- 委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。
- 委員（永徳省二君） 委員長。
- 委員長（保田 守君） 永徳委員。
- 委員（永徳省二君） 141ページ、上から3つ目、松くい虫特別防除事業委託料が2,600万円以上ありますけれども、どこの会社あるいはどこの団体に委託をかけられているのか、それぞれ教えてください。2,600万円かけられて、結構松くい虫に食われてる山をよく見るんですけど、どれぐらい効果があったのか、その効果を見える化して説明してください。
- 委員長（保田 守君） ここで休憩いたします。午後1時まで休憩します。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

- 委員長（保田 守君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
答弁を求めます。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの永徳委員の御質問にお答えいたします。

まず、141ページの松くい虫の特別防除の事業の委託料についてどのような、会社の名前ですね、発注先ですけれども、こちらは株式会社扶桑商会というところですが、薬剤につきまして。それから、ヘリコプターの委託がまた別になっておりまして、これが株式会社ヘリサービスという会社に委託しております。それからあと、この防除を行った成果と申しますか、そういったものが数字で表すことは難しいんですけれども、今写真を手配中なものですから、また後ほど資料のほうを御覧いただけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 要は、2者ですよ。2者に委託をかけるという話なので、それぞれ幾らぐらい委託されてるのか、もし分かれば教えてください。2者にされてるんであれば、2者から、市としては2,600万円を投げてただけじゃなくて、その投資に対してどういう効果があるのかっていうのを当然検証しないと、2,600万円は無駄金になっちゃいますよね。例え

ばで言いますよ、A者をお願いしたところが、松くい虫が、例えばですよ、10%あったのが5%に改善したと、というのはこれは見える化ですよ。B者に委託をかけてるところの松くい虫が1%から5%に悪化した、何のためにしているのか分からないですよ。そういうところを何も検証しないと、これは2,600万円は無駄金になっちゃうんで、この辺はどうなってるんですか。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの永徳委員の御質問ですけれども、薬剤のほうは、金額は1,842万5,000円です。残りはヘリコプターの代金になるんですけれども、この会社に委託します効果と申しますか、そういうものがどれだけの効果があったっていうのは、やはり先ほど申し上げたように数字ではなかなか表せないところがございます。

それで、ヘリコプターの会社につきましては、この松くい虫の防除に使うタンクとか、そういう装備が専用のものでございますけれども、こういったものを積んでるものが日本にもうほとんどありません。ほとんど1者しかないような状態でありますから、そこに委託させていただいております。お答えになってるかどうか分かりませんが、以上でございます。

○委員長（保田 守君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今後ぜひそういう効果確認のほうをできるだけ検証していただきますように。単純にヘリコプターで効果がないのに薬剤をまくだけだったら、これは公害をばらまくだけなんで、まず松くい虫対策ですから、松にとってどういうふうに効果が出たのかっていうのをぜひ検証して、今後予算の使い方に活用していただければと思います。答弁は結構です。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） すみません、先ほど担当課長のほうから写真をとということで、今手元へ写真が用意できましたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（保田 守君） はい、それなら配ってください。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 恐れ入ります。今、お手元に写真を配らせていただきました。これが、色目が違うのがお分かりかと思えます。きちっと定規を引いたようにはなっておりませんが、散布区域と散布してない区域の状況でございます。数値的には言い表せないものがございしますが、見た限りこういう状況でございますので、御確認いただきたいと思えます。

○委員長（保田 守君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 念のためもう1回言っときます。ぜひこういうのを数値化していた

だいて、見える化していただけるよう、よろしく願いいたします。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

○委員（北川勝義君） 関連でよろしいか。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） これを見たらよう分かるんじゃないけど、僕は空中散布も担当していたんじゃないけど、地上散布は熊山でくらいしかやってなかったんですけど、今の八島田を超えて暮田から、要するに和気町から暮田へ入るところの境を見てもろうたら、空中散布しとるところとしてねえところがもう一目瞭然というか、和気町がやめてから10年ほどたつんですけど、もう真っ赤になって、こっちはやっぱりあるんです。それだけ大分違うということが1つと。

それから、空中散布しようる中で、もう1個言うたら、和気町と熊山を境にまた大分山が違いうというのが分かると思うんじゃないけど。

それで、この中の絡みでそういったちょっと質問が、これをやったときに吉井ではシメジもやとったでしょう、この中へ出とる、4万円か5万円かな、出とったところに。それから、特にこの空中散布した後にマツタケが生えるところが多いと思うんじゃないけど、その中の、マツタケはどのくらい量が減とるか増えとるかもう調査ができとったらいいいし、分からなんだらいいんじゃないけど、仁堀のマツタケは日本一って、仁堀も少しは出るんじゃないけど大分少なくなっているんですよ。その地域に行ったら空中散布をぜひやってくれえと言われてたりするところもあるんだけど、どのような効果が出ているのかなあというのを。それから、シメジの件も少し、どのくらいできているのかということについて教えてください。

それから、もう1点は、これは単純な疑問ですけど、高圧線の鉄塔が通つとる電源開発、電源開発が通つとるところで、空中散布を実施していただいとる所の赤松を守る会については、電源開発から、国のほうから補助金が出ております、各地区に出ております。大変大きい金額が出ております。空中散布をやめたら、もうこれは出さないということになっております。そういう契約になつてる、東京へも行ったことがあります。そういうことがあるので、これは今は生きているのか生きていないのか、分かれば教えてください。分からなかったら結構です。

以上です。

○吉井支所産業建設課長（中務浩行君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 中務吉井支所産業建設課長。

○吉井支所産業建設課長（中務浩行君） それではまず、ホンシメジの件でございます。

ホンシメジにつきましては、平成30年度も行ってございまして、出荷数量は約9.5キロということで出荷のほうができております。

それから、赤松を守る会につきましては、そちらの会のほうでございまして、そちらのほうで電源開発と調整をされていると聞いております。空中散布をやめることによってその補助金

が出るか出ないかという辺りは、確認が今のところできておりませんが、そういうお話は聞いてございます。

それから続いて、マツタケの出荷量でございますが、これは個々で出しておられる方が多いため、具体的には数字のほうの把握ができておりません。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） 北川委員、質疑はよろしいですか。

○委員（北川勝義君） ありません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料の67ページの（3）欄に小野田ふれあい市場の支援補助金が出てるんですが、ここへ夢百笑の補助金がないんですね。どうして夢百笑はないのか、あるのならどこにあるのか、説明をお願いします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 小野田ふれあい市場の件でございますが、主要成果説明書の67ページですね。

そこに書いておりますように、地域農業の活性化を図ることを目的として、20万円を運営委員会のほうへ補助しております。お尋ねの夢百笑につきましては、産業振興部のほうで承知しておりませんので、申し訳ございません、お答えできません。

○委員長（保田 守君） 原田委員、よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認ですけど、この39ページの社会福祉のほうでは、見守り事業ということで、小野田と夢百笑はそれぞれ件数に応じて委託金として100万円とか200万円をもらってますけど、夢百笑も当然小野田のところにありますけど、地域住民の交流と調和を推進し、地域農業の活性化を図ることを目的にしてるわけで、何でそこで、夢百笑はじゃあ申請を上げてないというだけの話だというふうに理解したらいいんですか、それとも何かそれぞれの事業が違うというふうに考えたらいいんですか。説明をお願いします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） その2つの団体で見守りのほうをされてるのは承知しております。先ほどの繰り返しになりますが、小野田ふれあい市場に関しましては、農業振興の目的で補助しております。もう一方の団体につきましては、現在そういう実績がないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 分かりました。聞いときます。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（保田 守君） 他に質疑ありませんか。

○委員（原田素代君） もう1つお願いします。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 決算書の135ページですが、負担金、補助及び交付金の中で1番下です。力強い経営体育成対策事業補助金400万円、これの中身を説明してください。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 原田委員の御質問でございます。

力強い経営体育成対策事業補助金、これは可真下でございますさくら営農組合さん、こちらへの県費の補助金でございます。事業の中身としましては、こちらが水稻をなさってますけれども、集落営農とか農業法人、農業公社、そういったものが事業主体となりまして、事業の規模の拡大、これを一定量の規模に拡大されますと条件が合致しまして、例えばこちらですと中山間地域でございますので、8ヘクタール以上の規模拡大を目指して頑張っておられるということで、機械でトラクター35馬力のもの1台、それからコンバインの48馬力の四条刈りのものを1台を導入なさるということで、補助金3分の1を入れております。これは県費の補助でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 可真下の1つだけなんですか、ほかにも幾つか市内には大型化であると思うんですけど、この1個だけの補助金なんですか。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 当該年度におきます申請は、こちらの可真下の営農組合さん1つだけでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もうちょっと丁寧に説明していただけたら度々質問しなくていいんですけど。要するに、当該は可真下だけだったけど、過去もしくは今後は毎年変わるということで理解したらいいですか。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） この事業の趣旨を先ほどちょっと簡単に御説明いたしましたけれども、これには合致されるということ、それからこれだけの規模拡大を凶っていただくということで、その条件に合ったというか、こういう事業がありましたということで、もちろんこの先もそういうふうなことで申請なされたいという方がおられれば、どんどんエントリーされていけるものと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1回だけなんですか。これは、恒常的にもらえる補助金ではないんですね。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 補助金としては、毎年毎年同じところが受けられるというものではありません。補助金の上限もありまして、1事業所当たり500万円が上限になってます。

以上です。

○委員（原田素代君） はい、結構です。

○委員長（保田 守君） 他に質疑ありませんか。

○委員（北川勝義君） 1個もうちょっと言わせて。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 畜産があるんですけど、137ページの畜産業費、これは需用費と役務費と畜産事業の補助金ということで、その中に特に畜産事業の補助金が21万1,000円、畜産というたらどこどこが入るんですか、恥ずかしい話をしょうるんじゃ。豚、羊、鳥ぐらいですか。それはどのぐらいやっ取るんですか。もし分かれば、その業種が何個あるかというのを教えていただけりゃあとと思ひまして。お願いします。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの北川委員の御質問でございますけれども、まずこの負担金、補助及び交付金、こちらの補助金につきましては、これは牛を飼っている農家さんに補助させていただいてます。牛の農家さんは、今熊山に1つあります。それから、山陽地域で高倉山2件、それからあと赤坂に1件ございます。この4つの事業者さんに対して削蹄の補助金、それから予防注射の補助金をおのおの交付させていただいております。

以上でございます。

○委員（北川勝義君） よろしいか。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 参考に、養豚業者とか養鶏業者が分かったら数を教えていただければ。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの御質問でございます。

養鶏業者さんについては、今2つと認識しております。養豚業者はちょっと存じてません。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。そう難しいことじゃねえんじやけど、豚は分からんということじゃな。それから、鳥は1件と言うたんかな。

○農林課長（矢部 勉君） 2つです。

○委員（北川勝義君） 2件。どこどこかな。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 赤坂の福田種鶏場さんと、それから熊山にアルムさんがあると思いますけども、その2つがあります。

以上です。

○委員長（保田 守君） 北川委員、よろしいか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。

豚も鳥もいる、牛のことで小林牧場が入るとるかな、どうなっとるかな。これは、今言うたら入ってねえように感じたんじやけど、どうなんですか。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 小林牧場さんは、補助金には入っておりません。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 石蓮寺が本店ではなくて、和気が本元じゃという考えですか。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） 和気町のほうから補助とかが出ているものと。

○委員（北川勝義君） それが、本店と言うたんかな。

○農林課長（矢部 勉君） はい。以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、次に140ページ、7款商工費について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 第7款負担金、補助及び交付金で、企業誘致奨励金が2,334万円支出されております。これは、企業誘致というのは本当に企業を誘致しようという各自治体の働きが、本当に熱心に取り組まれているということで、赤磐市としての奨励金、これが魅力的なものに企業が対応してくれるかどうか、それからもっと充実した奨励金というものを今後考えていかなければいけないのか、あるいはこの奨励金を出し過ぎだというふうにお考えなのかどうか、その辺りをお願いします。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 佐藤委員の御質問にお答えします。

企業誘致奨励金につきましては、本市の産業振興や雇用機会の拡大を図ることを目的としております。この奨励金のほうが魅力的かということ、赤磐市が5年間交付するというところで、県内の中でも結構優遇している奨励金というふうに私は認識しております。

それから、もう1点、今後改良の余地といいますか、があるのかどうかというような御質問だったと思います。さらに企業を誘致するために、随時いいところを取り入れて、改正のほうを行っていきたいと思います。

以上です。

○委員長（保田 守君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ありがとうございます。本当に同じ内容になりますけれども、企業誘致にしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（保田 守君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今の質問の続きです。企業誘致奨励金、どの企業に幾ら払ったのか教えてください。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 永徳委員の御質問にお答えします。

内訳でございますが、株式会社U S Sさんが1,108万円、テイカ株式会社さんが502万円、岡山ダイハツ販売株式会社さんが261万円、株式会社グリーン・グロウさんが171万円、内山工業株式会社さんが112万円、三相電機株式会社さんが180万円でございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 各企業にこの金額の振り分けは誰がどのように決められたのか教えてください。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 誰がどのようにという御質問だったと思います。

赤磐市企業誘致奨励金交付規則、こちらのほうに載せておりまして、各金額は決裁規則に基づきまして、市長、部長というような割り振りで決定をしております。

以上です。

○委員長（保田 守君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい、結構です。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、次に146ページ、8款土木費について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 土木費の土木使用料が平成30年よりは約120万円ほど未収が少なくなつて頑張られたと思うんですけど、このことについて5,652万9,000円とあるけど、どのような活動をしておられるんじゃないだろうか、分かれば教えてください。

それで、もらってくるのはいろいろあるんですけど、現年をもらうのか過年をもらっているのか、どっちをようけもらっているのか、分かれば教えてください、考え方として。一番原則といえば、過年も現年ももらっていけば1番ええんですけど、どういうやり方をしているのか分かれば教えてください。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） それでは、お答えいたします。

滞納が発生した方につきましては、3か月以上の滞納がある方に対しては毎月督促状を發布しております。それでも納付がない場合につきましては、訪問、電話連絡などをするなどして徴収をすることとしております。連絡が取れない方であるとか、その時の約束が守られない方といった滞納者に関しましては、支払い督促を行う等の準備を進めていきたいと考えております。

納付に関してですけれども、一応支払いをしていただく形ですけれども、基本的には現年分プラス過年度分を納付していただくように事務を進めております。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。これからも頑張っていたきたいと思えます。これも使用料なんで、やっぱり平等を期さなければいけないので、やるべきじゃないかなと思っているので、なかなかやりにくい仕事で嫌われることじゃけん、僕も集めに行って、もうええがなと言われて、もらえなかったこともよくあって、同情することもあるんですけど、今は過去が思うほどそうねえんじゃないかなと思って、割にもらいやすいんじゃないかなと思ったりするんですけど。

それで、ここへおられる方はいいんですよ、住宅へ今も住んで細々と払ようの方は。僕としては、過年が3年前、5年前のものがあつたとしますよ、例えば。払わずに出とりますわ、よそへ。どうするんですか、通知を送るだけですか、送ってももうなしのつぶてじゃねえと言ったらいけんけど、この赤磐市内へいけばいいんです。それから、近隣へいけばいいんですけど、大阪へ出るとか、そうしたらもう一々帰ってきて相談するもねえし、何も無いんじゃないじゃありませんか。あると思うんじゃないけど、どういうやり方をしとるんでしょうか、分かる範囲で結構です。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 先ほどの北川委員の御質問ですが、既に退去されてる方の滞納者っていうのは確かに一定おります。5,650万円ほどの滞納のうち、既に退去されている者の滞納は4,100万円ほどになります。徴収するよう電話連絡、訪問等を行っておりますけれども、既に死んでいる者、連絡が取れない者もおります。そういう徴収できない債権については、今後不納欠損ということも視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（北川勝義君） よろしい。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 小さいことなんじゃけど、147ページの一番下の飯岡橋災害復旧事業償還負担金、これは端数が出ているんじゃないけども、もうこれで終わりかな。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 飯岡橋の災害復旧事業負担金につきましては、最終は令和3年度で償還完了します。これから先は年々下がってまいります。令和2年度の償還につきましては、平成11年から12年度の事業分の53万770円、令和3年度につきましては平成12年度の事業分の23万306円を支払う形になっております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 分かりました。

○委員長（保田 守君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、次に194ページ、11款災害復旧費について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第6号令和元年度赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらよろしくお願いします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 特別会計につきましては、本会議場で説明させていただいております。補足説明はございません。

以上です。

○委員長（保田 守君） それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料でまいりますと、159ページから各浄化センターの管理費の負担に関する一覧表をこのたびから担当課のほうで出していただきまして、現状が非常に分かりやすくつかめると思っております。最初の159ページから始まるわけですがけれども、山陽処理区と次のページの桜が丘東処理区は収入のところの繰入金金が0円です。次の161ページからは、まず熊山処理区の繰入金金が443万3,622円、次のページの勢力・奥吉原が220万3,998円、その次の吉井は1,754万2,564円、それで最後164ページの仁堀は同じく1,768万2,135円。これは先ほど足しましたら、4,186万2,319円。これは、下水道をこのまま続けていく限り、毎年4,180万円を下らない金額がかかってくる。もっと言えば、利用者は減り、ハード部門の寿命が来たらやり替えないといけないということで、下水事業というのはこれだけ大きな負担があるということがはっきり分かると思うんですね。

それで、山陽と桜が丘東は0円というのは、これは本来の公共下水の在り方です。要するに、使用料と設備料を折半して、健全な下水道事業が行われています。けれど、ほかの部分は、ムリムリ公共下水をしたがために、毎年これだけの補填をしなければ運営ができない。そのことを前提に考えると、今後さらに山陽も造る、それで赤坂の一部も計画に入れていただいと聞きますが、こういうかかる費用と負担の金額のこの差、要するに一般会計で繰り入れていかなきゃいけないというこの問題について、これからの下水道事業の在り方として、今回こういう金額が出ておりますけれども、今後の計画にどういう影響があるのでしょうか。要するに、この金額を少しでも少なくしていくための努力は、どういうことがあると思っておりますでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） まず、原田委員おっしゃられました山陽浄化センターの繰入金につきましては、資料のほうに3,617万円何がしかの繰入金をさせていただいております。繰入金がないのは、桜が丘東浄化センターのみとなっておりますことを御認識していただきたいと思っております。これにつきましては、桜が丘東浄化センターにつきましては既に民間事業者が完成をさせた施設を引き継いでおりますので、繰入金はございません。

次に、御質問の今後の下水道事業の在り方でございます。

御指摘のとおり、人口減少によります使用水量の減、そしてまた施設の老朽化による維持管理経費などの増、こういったことで下水道事業の経営は厳しい状況になってくるものでございます。これらの問題を解決するため、民間活力、こういったものの導入を視野に入れ、経営を効率化、赤磐市の礎になる経営の効率化、こういった策を十分検討しながら、持続可能な下水道事業があるよう進めていきたいという認識でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。すみません。山陽はそうでしたね、繰入金が3,600万円あったんですね。それを見落としました。

御答弁が聞き取れなかったんですけど、もう繰入金はこれからは要らないとおっしゃったんですか。何ておっしゃったんですか、繰入金のところ、聞こえなかったです、もう一度。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 桜が丘東につきましては、民間事業者が完成をさせた施設を引き継いでおりますので、繰入金はございませんという説明をさせていただきました。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、これは先ほど私が4,100万円に3,600万円を足した金額、約8,000万円ぐらいが毎年、この費用対効果というか、要するに赤字分を補填しなければ運用できないというふうに理解していいんですね。その確認をまずさせてください。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） これにつきましては、既存施設の償還金に係る繰入金を行っております。また、これとは別に、償還金に対する一定割合のほうを地方交付税として算入をされております。こういったものは、実質ここに記載しております繰入金そのままの数字ではございません。一般財源のほうに補填をされているので、それとイコールにはならないと考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 万が一、8,000万円が5,000万円か3,000万円になるにしても、要するに本来これから企業会計として自立した会計が必要になってくる前提で、これを減らしていく努力というのはお考えになっていらっしゃるというふうに理解したらよろしいですね。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 経営効率化、経営安定化に向けて努力していかねばならないと認識をいたしております。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（保田 守君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第7号令和元年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） これにつきましても、本会議場で歳入歳出の説明をさせていただいております。補足説明はございません。

以上です。

○委員長（保田 守君） それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第8号令和元年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明はありませんか。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 認第8号令和元年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計の歳入歳出の決算の認定につきましては、本会議場での説明のとおりでございます。追加説明はございません。

○委員長（保田 守君） それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第9号令和元年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○産業振興部長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 是松産業振興部長。

○産業振興部長（是松 誠君） 認第9号令和元年度赤磐市財産区特別会計の歳入歳出決算の認定につきましても、本会議場で説明のとおりでございます。追加説明はございません。

○委員長（保田 守君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、続きまして認第10号令和元年度赤磐市水道事業会計決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） これにつきましても、本会議場での説明のとおり、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（保田 守君） それでは、歳入歳出について質疑を受けたいと思います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） ないようでしたら、これで産業建設常任委員会所管関係を終わります。ありがとうございました。

続きまして、ここで休憩を。

ここで執行部を交代して不納欠損について審査を行いたいと思います。

55分まで休憩といたします。

午後 1 時44分 休憩

午後 1 時55分 再開

○委員長（保田 守君） 再開します。

続きまして、これより不納欠損について審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いします。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 藤原財務部長。

○財務部長（藤原義昭君） それでは、昨日お配りをいたしておりますA 3の3枚物の令和元年度決算収入未済額、不納欠損額一覧表の右側を御覧願います。

一括で説明させていただきます。

まず、市民税でございますが、時効完成で個人131期分、法人1期分、執行停止が個人45期分、法人分はございませんので、合わせて177期分、186万445円で、前年に比べますと15万2,580円の増となっております。

固定資産税は、時効完成が505期分、455万2,563円、執行停止が11期、11万8,600円で、前年度に比べて192万9,013円の減となっております。

軽自動車税は、220期分、91万200円で、前年度に比べ、28万5,800円の増でございます。

市税全体では、744万1,808円で、前年度に比べ、236万7,393円の増となっております。

不納欠損の理由といたしましては、一番右側の内訳のところに記載してありますとおり、執行停止後時効が成立したものの、5年の時効により納税義務が消滅した時効完成によるものでございます。

一般会計の不納欠損合計は、744万1,808円でございます。

続きまして、2枚目をお願いいたします。

国民健康保険税事業勘定では、一般、退職合わせまして616期分、保険税が866万5,482円で、前年度に比べ390万8,080円の増となっております。

諸収入は、一般被保険者の返納金ですが、令和元年度ではございません。

国民健康保険税につきましては、不納欠損の理由といたしましては時効完成と執行停止によるものでございます。時効は、市税と同じで、地方税法により国保税の場合は5年間となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計では、時効完成は1期分、保険料が1,000円で、前年

に比べ1万8,700円の減となっております。時効は、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして2年でございます。

続きまして、介護保険特別会計では、783期分の保険料498万5,600円で、前年度に比べ74万8,800円の減となっております。

不納欠損の理由といたしましては、全て時効の完成によるものでございます。時効は、介護保険法によりまして2年となっております。

続きまして、3枚目を御覧願います。

企業会計の水道会計は28期分、7万9,451円で、前年度に比べ、6万4,951円の減となっております。

不納欠損の理由といたしましては、破産や死亡によるものとなっております。

全会計の合計額は、2,117万3,341円で、前年度に比べ、65万2,008円の増となっております。

なお、別添資料としまして、昨日お配りいたしましたA4の3枚物の3ページに、平成27年度から令和元年度までの市税、国民健康保険税の不納欠損等の内訳また比較を配付させていただいておりますので、御参照願えればと思います。

以上でございます。

○委員長（保田 守君） それでは、不納欠損について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 住宅新築資金等貸付金の件でございますけど、37万8,000円ほどしか減っていないのですが、これは率にしたら0.25%ほどしかなくなってないんです。それから、その下の災害援護資金貸付金は94万5,000円は減ってますけど、これは率にしたら3%ということになるんですが、まず住宅新築資金のほうですけど、これは60人分ほどですかね、過年度は。そうすると1件当たりにしたら250万円少々ほどということなんです。それで、この徴収方法は難しい難しいと言われるんですが、どういう方法で今までやってこられたのか、今までやってこられた方法が良くないのなら、もう少し考えてやられる必要があるんじゃないんでしょうか。どういう方法でこれを解消していくんでしょうか。難しい難しいではなしに、それは時代が変わっておっても、現在その家に生活しないなら別ですけど、生活しとる以上は当然払う義務があるでしょう。もちろんなくても借りとるわけですから払わなくちゃいけないですけど。特に生活しとるんでしたら衣食住絶対いるものですから。そういう観点から話をしたら、その個人によって収入とかいろんなことがあるでしょうけど、計画的にやっぱり払ってもらおうという方法を取らないと一向に減らないじゃないですか。どういう方法でやられておるのか、そこををよう分かるように説明してください。

○委員長（保田 守君） 行本委員、今の質問……。

○委員（行本恭庸君） 説明して答弁してくれるとさっき言うたが。誰が答弁するんや。

○委員長（保田 守君） 不納欠損についての話です。

○委員（行本恭庸君） 不納欠損と言うたんか。

○委員長（保田 守君） はい。内容が違うように思うのですが。

○委員（行本恭庸君） それなら、わかりました。

○委員長（保田 守君） 質疑はありませんか。

北川委員。

○委員（北川勝義君） これは、行本委員が言われるのと同じで、僕はやっぱり本当にこれは収入未済と不納欠損は一緒にすべきじゃと思ってるんですわ、絡みがあるんで。そしたら、今みたいな誤解はおきてこないと思うけど、それは決めてやられたっていいんですよ。

ちょっと聞きたかったのは、一番上の軽自動車税が62万円が91万円になっていて、しれたような、しれたと言うたらおえんけど、28万5,000円増えたんですけど、これについてなんですけど、これは時効完成が206期あるということでもいいんですけど、執行停止がほかも含めて14期ある、この執行停止とはそもそもどういう立場で執行停止になれるんかというのが分かったらちょっと教えていただきたいと思います。

それから、この時効がなったとき、前委員会のときに確認をしたが、税金の滞納があるのは何年と言うたら、前の自動車を下取りに出して、その手続きができてなかったのもあるんです、何年もとっていた。そのようなのは本人とよく話をして、廃車登録をしてもらうとか何とか話をせにゃいけないのじゃねえかなと言ったんじゃけど、時効完成がどういうことで完成になっているのか、それが執行停止がどういうふうなのか、それも併せて1点お答えください。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 軽自動車についての執行停止、それから欠損についての御質問にお答えいたします。

軽自動車につきましても、ほかの税と変わらず、時効の中断におきましては催告書を送ったり、それから納税ができてないことを説明をして認識していただいたりすることで、時効は延びてまいります。それから、そういうことに反応しない方については調査を行って、財産調査等を行って差押え等の手続で時効の中断をするように、さしていただいております。

それについて、執行停止、調査を行ったときに財産等のある方については差押え等の手続に進むのですが、調査結果、財産が全然ないとか、財産処分することで生活が著しく困難になる場合、それから滞納の方の所在が不明な場合につきましては。執行停止の手続を取らせていただいております。それで、執行停止の手続が、毎年調査しますが、3年継続でそういった経過をたどりますと、不納欠損ということで手続をさせていただいております。

それから、名義変更とか処分の関係での債権が残ったということでございますけども、それについては本人様と相談をして、実際にどういう経過をたどるのかということで、そのままにならないような手続を相談しながら行っております。

以上です。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。

ちょっと、今執行停止が僕はよう理解できなんだんで、軽自動車のことは理解したんですけど、固定や市民税は執行停止があるんじゃ、これはどういう場合に執行停止になるんですかね。それも分かれば教えてください。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 手続の執行停止の件について御説明させていただきます。

先ほど申しあげましたように、調査を行って財産等があれば、何らかの財産やいろいろ、債権についての差押えをして、換価したりすることで税金に代えさせていただくというように手続ができるんですが、そういった調査を行っている途中でさきほど申しあげましたような財産が全くない方の、調査結果がもう、いろんな形で調査を進めているんですけども、独自である場合とかそれから調査を組合にさせていただくような場合とかもあるんですけども。

○委員（北川勝義君） 委員長、いいかな。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。全然訳が分からん。

死亡者とか、仮に死亡者でも独身じゃったらええけど、家族関係があって、妻がおるとか子供がおるとか孫がおるとか、誰かに関係者、兄弟が出てきます、相続管理があったり。それで、さっきのこと、前のときに行本委員が言われたから、住宅新築資金のときも、それも僕は昨日言っていたのと同じことで、さっき財産がないと言われた、財産、固定資産税のここに財産があるがな、お前、何を言よんなら。おかしげな話をしたらいけんて。なるべく決算じゃから、使うとる金じゃからええんじゃけど、やっぱり分からなんだら、説明不足で言よんかもしれん、よう説明してくれりゃあええ。僕は軽自動車はどうなるんかなあとってちょっと分からんで、軽自動車やこうだったら物が無い場合があるから、プレートも廃車にしてのうても物がねえ場合があって、どうにもできんのは分かるんじゃ。固定資産税というのは、固定資産があるからかかるとるんじゃから、あるんじゃねえかなと思った。その市民税は分からんよ、市民税のことについては。ちょっと納得できてねえ。ちょっともう一遍、そこのところをもう一遍分かるように説明して。

それから市長、直接市長を責めるわけじゃねえんじゃけど、ここを合併するとき、当時職員とか議員とかをしとられん方もあったかもしれんですけど、合併するときにはなるべくきれ

いにしていこうということで、各市町村が不納欠損とかをできる限り、できるだけのことをやってきたんです。やってきているうちに、こんだけのものが残ってしまって、単年で残ってきているということは、結果的には収入未済額は何年後かには不納欠損とかの予備群ができますが。だから、そこら辺のこともいろいろあって、考え方を教えてほしいと思った。もう一遍そこだけ、固定の絡みで詳しく教えてください、それは納得できないので。

○委員長（保田 守君） 答弁を求めます。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） すみません、先ほどは混同して申し訳ございません。

固定資産税の場合は、財産はあるんですが、死亡等でお亡くなりになったり所在不明になったときに、相続人がおられる場合はよろしいんですが、そういった方、親族の方も調べて誰かになって、払っていただくという手続を踏む中で、相続放棄をされとったり、とにかく相続放棄をされたら誰が、その資産自体を差し押さえたり換価することができませんので、それについての停止ということになります。申し訳ございませんでした。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 早い話が固定など言えばそういう相続放棄をしょうらんとか、それから抵当権の設定で押さえて裁判でも時間がかかるけん執行停止というような感じで、それからさっき課長が言われた、死んだら分からんとか、相続放棄しとるから、でも相続放棄はできない、相続してなかったらもう、相続放棄を6か月以内にしなかったら相続をしたようにみなすんじゃから負債も財産だから、それは民法じゃから、まあよろしいが、そういう話は。それは1個よろしいが。要するに、やるまで期間がかかるから執行停止と言うんじゃったら分かる、それは理解しやすい。

それから、もう1点、土木使用料、住宅の使用料のところ、不納欠損が470万8,700円。それで、令和元年は少し30年より減つとるんじゃけど5,600万円の未収金があります。この未収金も近い将来には何ぼうか1割か2割はもう不納欠損の予備群じゃと思うんで、この中で一応現年分20人、92期分、過年度142人ということになります。これも今、昨日もちょっと言っていたが、住宅へ現年住まれている方じゃとか、赤磐市におる方は割に協力して払っていただけるんじゃねえかと思うんですけど、県外に出ている人は払わんというんじゃねえ、県外へ出ている人も払ってくれるかもしれないけど、率でいうたらどのくらいなんですか。どのくらいが現年とか過年で払ったのが、赤磐市外と市内と分けて、もし調査できとったら。

それから、もう1点は、どのような徴収方法を取とるか、再度確認願います。

以上です。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） まず、徴収の状況でございますが、やはりこれは電話連絡等をして御理解を賜っていく方法しかないと考えております。また、県外に出られて、今既に退去されておられる方、こういった者につきましては住民票で住所確認等を進めながらしているところではございますが、やはり転居先でまた転居をされ、所在が不明という方も相当おられるという状況でございます。先ほどの出ている方との案分につきましては、ちょっと数字のほうを今把握はできておりません。

以上です。

○委員長（保田 守君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） ありがとうございます。だけど、一般的に言うたら赤磐市内におる人のほうがようけくれようるわな、大体その常識で考えても、分からんけど。もしまたそれが分かったらどういう方法か、取っているんじゃないけど、取ってないんじゃないけど別にそれを調べるということはないんじゃないけど、もし取っている資料があったらまた教えてください。よろしいです。

以上です。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどの固定資産税の部分なんですけども、お話を聞いておりましたら、相続放棄あるいは相続人が不明というところで執行停止になるんだということなんですけども、内容によってこれはちょっと難しいなというものについてはそのまま執行停止に入れて回収をするというか、お支払いいただくというようなその努力というものは行われないう感じなんでしょうか。それでも、例えば弁護士さんをお願いをして、裁判所にその財産の差押えですよというものを提訴をしたり、そういうようなことはやらないということですか。時間がかかったり手間がかかったり、その金額が少なくて、弁護士費用をかける、裁判費用をかけるのが高いというような感じのところ、そういうようなものもそれは判断されて、これはちょっともうやっても損だからとか、手間がかかるからとかというような感じで、即そういうようなものに関しては執行停止に入る話ですか。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 赤磐市につきましては、極力納税相談を重視したり、それから徴収につきましては直接お願いするようなシステムを取ってやらせていただいておりますので、基本的に法で割り切ったようなところではなくて、できるものであればできるような形で、幾らかでも換価させていただけるような形での手続を踏むようなことを考えております。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 死んだ人は相談に行けないと思うんですけど、どうされるんでしょ

うか。だから、相続放棄って相続ですから、多分死亡相続という形で放棄されるのか、法的に意思表示をして放棄されるのか、どうされるのか、ケース・バイ・ケースだと思うんですけど、その場合のお話をしてるんですが。

○税務課長（光田尚人君） 委員等。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 亡くなった場合で相続放棄をされている場合、それがいろいろ相続人がたくさんいらっしゃるようなケースもありまして、取りあえず全部が全部相続放棄ができてるかどうかっていうところにつきましては、人によって物すごく時間がかかるケースもございます。また、そういったケースで、はっきり大体こういった親族の方が相続放棄されることになってる場合であれば進ませていただけるんですけど、幾らかその辺については全く今実際住んでおられずに、違うところへたくさん親族の方がいらっしゃるケースもありますので、そこら辺は詳しく調べて、相続放棄の確認とか死亡の確認、それから実際に親族がおられるかどうかの確認をさせていただいております。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私の説明が悪いのか、なかなかちょっと話がかみ合っていないなあという感じがしてるんですけど、私が言いたいのは、お亡くなりになられて、御親族がいらっしゃらなくて、先ほど課長が御答弁されたケースですよ。その場合、相続される方がいらっしゃらなくて、どこに言うていくこともできんから、その場合は執行停止になるんですよというふうに御説明されたので、そうじゃないですよ、裁判所に提訴してもそういうような場合は回収することができるというようなこともあるわけですから、そういうような努力はされないんですかということをお尋ねしているんです。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 佐々木委員がおっしゃられたそういったケースは、今のところ実際にしたケースはないんで、そういう案件があればこちらでも徴収を進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 別に責めてるわけでもなくて、どうされてるのかなというところを知りたいなと思ってお尋ねをしたいんですが、先ほど御説明されたのは、この執行停止は何ですかというふうにお尋ねになって、それに対してのお答えが私が言いました、相続人がいなくて請求するところがないんで、不納欠損になるまで執行停止になるんですよと、期限が来るまでなるんですよという御説明をされたんで、その時間、ただ指をくわえて待つんですかと、ほかに方法があるように思うんですがどうなんですかということ聞いてるんですけども。ここに執行停止11期ってありますよね。じゃあ、この11期っていうのはどういう内容のものなんで

すか。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） 執行停止をしまして、執行停止をかけても調査は継続中なんです。それで、調査をまた1年後にやりまして、それでも同じ状況が3年間続くと不納欠損という形にさせていただいております。それで、実際に相続も何もしないで、調査をしたけど全く何も無いというようなケースにつきましては、執行停止、即消滅というような手続きもございまして、それにつきましてはこちらの判断と市長判断で消滅の形で、時間もかけずに消滅をしているものもございまして、よろしく申し上げます。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） その関連なんですけど、例えば相続人が亡くなられて、持ち主も亡くなられて、相続人もおらないと、おっても相続放棄をしたというような手続きをとって、最終的には持ち物は誰のものになるんですか、市になるんですか、国になるんですか。

結局それがはっきりしないと、その近くに住んでおられる住民の方が、例えば建物だったら老朽化すれば崩壊するおそれもあるんで、それから田畑でしたら草ぼうぼうになって、皆さんに迷惑をかけるわけじゃから。それで所有権が、最終的には相続人がおらんということになると、所有権がどこに行くんかということを知りたいんです。例えば、市町村に来るんなら、市が取ったからもう例えば売るとかいろんな方法があると思うんですけど、こういう例はないんかもしれんけど、最終的にその地元の者が困るわけですから、そういう場合はどういうふうなことになるのか教えていただきたいんです。

○委員長（保田 守君） 答弁を求めます。

○税務課長（光田尚人君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 光田税務課長。

○税務課長（光田尚人君） こちらの相続放棄をされたり誰も相続されない土地についての実際の登記等については、市の税務課も関与することができないので、それに関与する方で決めてもらうしかない状況です。そのままになる状況でございます。

それで、先ほどの令和2年度の地方税の改正におきましても、そういった土地が非常に増えているということでございますので、所有者不明の土地等に係る固定資産税の議題へ対応いたしまして、現に所有している者の相続人等の申告の制度化でありますとか、実際に使用している者を所有者とみなすような制度の拡大の制度改正も行われておりますが、なかなか今地元へ住んでおられる方が亡くなられて、実際調べてみると都会へもう皆さん全部移られとって、代も替わってというようなことがございまして、なかなか困難な状況でございます。

以上です。

○委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員（行本恭庸君） いえ。

○委員長（保田 守君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今言うた所有者不明になってしまったときに最終的には誰が処分できるんですかという、国がするんか市が管理するんか、それもできんのか。

○委員（岡崎達義君） できんじゃろう。

○委員（行本恭庸君） できんのか。そしたら、迷惑をかけっ放しじゃが、管理人がおらんわけじゃから。そんなごだなことはなかろうが、やっぱり何か、最終的には尻拭きをする者がおらんのだら。

○委員長（保田 守君） 行本委員、これは答弁できないんじゃないでしょうか。

この質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○委員（原田素代君） その他で発言をさせていただければと思いますので。

○委員長（保田 保君） その他は最後にあるんかな。これで終わりじゃな。

○委員（原田素代君） じゃあ、ごめんなさい、今言います。締めちゃうとちょっと、今発言を求めます。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 不納欠損の部分で発言をします。でも締められたら、決算委員会の発言にならないから。だから、いいんですよ、不納欠損として発言します。

昨年のこの同じ時期に決算委員会があり、否決されました。それで否決された決算案について、執行部のほうが誠意ある改善があったかどうか。要するに、なくなった700万円の行方のことを発言したんです。

○委員（下山哲司君） こけえ出とるがな、ここにはないのはおえん。

○委員（原田素代君） だから、ないから言ってる。要するに、まず否決された決算委員会の改善がないことと……。

○委員長（保田 守君） 原田委員、ちょっと待ってください。

○委員（原田素代君） 採決の前に発言ができないですか。

○委員（下山哲司君） これにねえものはできんと言うた。

○委員長（保田 守君） 最後にその他がありますので、そのときにちょっと。

○委員（原田素代君） でも、採決の後でしょう。

○委員長（保田 守君） 採決の後です。

○委員（下山哲司君） 審査項目にないものはできんよって言よんじゃ。

○委員（原田素代君） でも、決算は継続してますから。

○委員長（保田 守君） 御理解ください。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（保田 守君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） なければ、認第1号から認第10号までの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから当委員会に付託されました認第1号令和元年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号令和元年度赤磐市水道事業会計決算の認定についての10件を採決したいと思います。採決方法については一括採決にするか分割採決にするかなどの御意見をお願いいたします。

○委員（下山哲司君） 一括でよろしいです。

○委員（行本恭庸君） 一括にすれば全部じゃ。

○副委員長（福木京子君） 分割に、1と2は分割してください。

○委員長（保田 守君） どこですか。

○副委員長（福木京子君） 認第1号、認第2号を分割してください。

○委員長（保田 守君） 認第1号と認第2号は、分割で行います。認第3号から認第10号まで一括で行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） まず、認第1号令和元年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について採決したいと思います。

これを認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（保田 守君） 起立多数でございます。したがって、認第1号は認定することを決しました。

続きまして、認第2号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決したいと思います。

これを認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（保田 守君） 起立多数でございます。したがって、認第2号は認定するべきものと決しました。

続きまして、認第3号令和元年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号令和元年度赤磐市水道事業会計決算の認定について、以上8件について採決したいと思います。

賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（保田 守君） 起立全員でございます。したがいまして、認第3号から認第10号までの8件について採決を終了いたしました。

認第3号から認第10号までの8件についてはこれを認定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査はこれで全て終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、その他について何かありますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほど申しましたように、決算委員会で否決という大変重たい事態を受け止めた上で、この1年間改善のために努力をしていただいたということが見えてきませんでした。ましてや、昨日のように、市長部局が補助金を300万円もつけた事業が、余ったからといってそれをまた翌年に持ち越して使ってしまう、こんなたるんだ財政を進めているということが考えられない、緊張感がないとしか言えません。

それで問題は、今回の教育委員会の事案の中で過大に払い過ぎたドライバーへの賃金、約700万円を市長としてはどうやって補填されるつもりなのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○委員長（保田 守君） 答弁を求めます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 友實市長。

○市長（友實武則君） そのことについては、ただいま執行部としても第三者委員会を設置して調査をしているところでございます。その結果に基づいて適切に対応をしていく予定です。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長としての判断がないのでしょうか。第三者委員会の指示を待つのではなくて、市長としてこの間の事案についてどういうふうに考えるかっていうことで当然の判断が出るべきです。第三者委員会の言うことを待たないといけないということ自身がおかしいんじゃないですか、市長。もう一度お答えください。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 第三者委員会で事実が明らかになり、それに基づいた判断をさせていただきます。

以上です。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私も今随分悩みました。というのは、予算のほうに賛成させていただいてますので、その予算の執行が今御説明を聞かせていただきましたら、適切にというか御説明をいただいている範囲で執行されてるなということの確認も取れたので、できたら賛成しなかった、それで随分悩みました。

しかしながら、地方財政法でよかったですかね、違うか、決算のほうでこの不認定を受けた場合は、改善をして議会のほうに報告をしなければならないとか、そういうような規定のほうがあるようでありまして、残念ながらこの1年間その規定というものに基づいて、市側のほうから何ひとつ説明がなかったということでもあります。

それで、前回大変な物議を醸し出した事案のほうが起きているにもかかわらず、その報告がなかったということについては、やっぱりこれは私は重く見なければいけないというふうに思いまして、反対させていただいたわけですけども、私は原田委員とはちょっと違いまして、内容云々ではなくて、第三者委員会というふうなことをおっしゃいますけども、事案が起きてから結構日数がたってますよね。その日数がたっている中で、第三者委員会が9月に行くということになっておりますのも、市長のほうに早めに第三者委員会の設置あるいはその市としての対応を決めていけば、これがもしかしたら6月に内容が出てたかもしれない。それが、9月の決算の時期にかぶってしまって、結局報告ができないまま決算を迎えてしまったというのは、我々の責任ではなく、これは市側の責任ではないかなというふうに思うんです。だから、大変熟慮しましたけども、すみません、賛成することができませんでした。

ただ、今すみませんと申し上げましたけど、ぜひ決算の時期があるんで、あるいはいろいろな時期があるんで、それまでに何とかしておかなければいけないという危機感を持った行政運営というものをさせていただいたほうが、市と議会の、この関係というものが良好になるんじゃないかなというような気がしましたので、私の意見として議事録に残しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（保田 守君） 答弁はいいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、意見として残していただければ。

○委員長（保田 守君） 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保田 守君） その他についてないようですので、以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、前田副市長より挨拶をお願いいたします。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（保田 守君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 昨日、本日で2日間にわたりまして、決算審査特別委員会で大変お世話になりました。

認第1号から認第10号までの10案につきまして慎重に御審査いただき、その過程の中でいただきました指摘事項、御意見につきましては、今後の業務の推進に努力をしてみたいというふうに思っております。2日間にわたりましての御審査にお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（保田 守君） ありがとうございました。

皆様方には、長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

これで決算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時38分 閉会